



県央木材協同組合×長崎県

県央木材協同組合は、令和7年度に計画する木材加工流通施設（木材製材施設）の整備にあたり、地域材を積極的に活用することにより、カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献し、また、連携して木材利用の促進活動と情報発信に努めるため、長崎県と協定を締結しました。

木材の利用促進に関する協定

建築物木材利用促進協定

県央木材協同組合（以下「甲」という）と長崎県（以下「乙」という）は、親近社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、次のとおり協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用に関する構想）

- （1）構想の内容
- ・甲は、甲が設置する木材加工施設（製材加工施設）の整備にあたり、製材品の生産に地域材を積極的に活用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献していく。
 - ・甲は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に規定する合法伐採木材を利用することによりSDGsに貢献していく。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

- ・甲は、令和7年度に整備予定の木材処理加工施設（製材加工施設）において、令和12年度目標14,500m³（現状8,738m³）の地域材を利用する。
- ・甲は、乙と連携して、木材利用の意義やメリットについて、ホームページ、SNS等で積極的に情報発信する。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業の情報提供等を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

4. 構想の対象区域

長崎県

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和11年3月31日までとする。

6. その他

（1）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力が必要が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲及び乙は、相手がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名の上、各自一通を保管する。

令和6年12月20日

甲 住 所 長崎県諫早市高家町小船津86番18
氏 名 県央木材協同組合
代表理事 野副 大治

乙 住 所 長崎県長崎市尾上町3番1号
氏 名 長崎県知事 大石 賢吾

➤ 県央木材協同組合の木材利用の促進に関する構想

製材品の生産に地域材と合法木材を積極的に利用していくことで、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化とSDGsに貢献する。

➤ 県央木材協同組合の構想の達成に向けた取組の内容

- ・製材品の生産に地域材を積極的に活用（令和12年度目標14,500m³）
- ・木材利用の意義やメリットについて、ホームページやSNS等で積極的に情報発信

➤ 構想の達成のための長崎県による支援

- ・活用可能な補助事業等の情報提供・意見交換
- ・木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介
- ・協定に基づく取組を優良事例として積極的に広報の支援

協定締結日：令和6年12月20日

有効期間：協定締結日から令和11年3月末まで

対象区域：長崎県